# 公認審判員規程

第1章総則

(目 的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本自転車競技連盟(以下本連盟)または本連盟の加盟団体(都道府県自転車競技連盟、日本学生自転車競技連盟、全国高等学校体育連盟自転車競技専門部、全日本実業団自転車競技連盟、日本プロフェッショナルサイクリスト協会)が主催または共催する競技大会(以下「競技会」という)および競技別委員会が認める競技会の運営の適正ならびに審判の権威と公正を期するために制定する.

第2章 公認審判員の登録

#### (登録の義務)

第2条 競技会の審判に従事する者は、登録された公認審判員でなければならない。

#### (登録申請手続)

第3条 登録申請者は、申請書に必要事項を記入し、別に定める登録料を添えて、本人の所属する加盟団体に申請する。

- 2. 申請を受けた加盟団体は、公認審判員登録申請書を審査のうえ、本連盟に登録の手続きをする.
- 3. 公認審判員登録申請書は前年の11月1日から受付けを開始する.

## (登 録)

- 第4条 前条の手続によって本連盟に提出された公認審判員登録申請書は、本連盟がこれを審査し、登録番号を付し本連盟登録台帳に登録する.
  - 2. 登録された公認審判員には、加盟団体が1月1日以降有効の公認審判員登録証(以下「登録証」)を交付する。ただし、年度の途中で登録された者はこの限りでない。

#### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は登録された日から当該年度の12月31日(1ヵ年以内)まで有効とする.

## (公認審判員資格の発効)

第6条 所定の手続を完了し、本連盟登録台帳に記載され、登録証が交付されたときをもって公認審判員としての 資格が発効する.

## (登録証記載事項の変更)

第7条 公認審判員は、登録証に記載された事項に変更が生じた場合は、第8条に定める登録証の再交付を受けなければならない。

# (登録証の再交付)

- 第8条 公認審判員は、登録証を紛失または破損したとき、または登録証記載事項に変更が生じたときは、公認審 判員登録証再交付申請書により登録証の再交付を申請する.
  - 2. 申請を受付けた加盟団体は、申請書を審査のうえ、公認審判員登録証再交付申請書によって本連盟に申請する.
  - 3. 加盟団体は提出された公認審判員登録証再交付申請書を審査し,登録台帳を変更し,登録証を再発行する.
  - 4. 破損または記載事項の変更の登録証は本連盟に返還しなければならない.

# (外国人の登録)

第9条 外国籍を有する者が競技会の審判に従事する場合はこの規定に基づくものとする. だたし, 国際自転車競技連合(UCI)の審判ライセンス所持者については, この限りではない.

## (登録の取消)

第10条 公認審判員が次の各号に該当したときは登録を取り消す.

- ① 本人が登録の取消しを申請したとき.
- ② 本人が死亡したとき.
- ③ 本人の年齢が満70歳になったとき.
- ④ 競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず特別の事由なく、1年以上その任にあたらなかったとき.
- ⑤ 公認審判員としての品位を傷つけるような行為のあったとき.
- ⑥ 身体に故障が生じ、審判の能力を欠くに至ったと認められたとき、
- 2. 前項第4号, 第5号および第6号の場合は本連盟競技運営委員会で審議し, 理事会を経て会長がこれを 行う.
- 3. 登録を取り消された者は登録証を本連盟に返還しなければならない.

## (再登録)

第11条 再登録する場合は、次の各号による.

- ① 登録を取り消されたものは、その日から起算して満1年を経過以降、再び公認審判員登録申請を行うことができる。
  - ただし、第10条第1項第4号、第5号および第6号の規定によって登録を取り消された者については本連盟競技運営委員会ならびに理事会の議を経なければならない。
- ② 更新期間内に登録証の更新をしなかった場合,登録証は失効する.ただし,第1級および第2級公認審判員の場合は,失効期間が5年以内であれば再登録を認める.それ以降は,新規に受講しなければならない.なお,第3級公認審判員の場合は,常時再登録を認める.

### (公認審判員資格の有効範囲)

第12条 本連盟に登録された公認審判員は公認審判員登録証に記載された競技種目に審判として従事することができる。

## 第3章 公認審判員の資格と種類

## (公認審判員の資格と競技別種類)

- 第13条 本連盟の公認審判員資格は名誉審判員, 第1級公認審判員, 第2級公認審判員および第3級公認審判員 とする.
  - ① 第1級公認審判員は、競技会の企画、運営ならびに審判ができる練達堪能なる技術と識見をもった者とする.
  - ② 第2級公認審判員は、競技会の運営ならびに審判ができる識見と熟練した技術をもった者とする。
  - ③ 第3級公認審判員は、競技会の審判ができる技術を持った者とする.
  - ④ 特例として、限定審判員を設けることができる、限定審判員については別に定める。
  - 2. 公認審判員の種類は以下の通り。
    - 1) RR(ロード)
- ② TR(トラック)
- ③ CX(シクロクロス)

- ④ MTB(マウンテンバイク)
- ⑤ CS(サイクル・サッカー)
- ⑥ CF(サイクル・フィギュア)

- (7) BMX(バイシクルモトクロス)
- ® TRIAL(トライアル)
- 9 PARA(パラサイクリング)

## (公認審判員資格の付与)

- 第14条 第3級および第2級公認審判員の資格については、本連盟審判委員会で審査し、会長がこれを付与する、
  - 2. 第1級公認審判員の資格については,本連盟の審判委員会で審査し,理事会の承認を得て,会長が付与 する.
  - 本連盟の公認審判員は次の各号に基き、資格を付与する。
    - ① 新たに第3級公認審判員を希望する者は、加盟団体主催の第3級公認審判員講習会を受講し、第3級公認審判員試験に合格しなければならない。パラサイクリング第3級受講者は、トラック/ロード第3級保持者でなければならない。
    - ② 第3級公認審判員で、各登録年のうち満9カ月以上の登録し、かつ引続いて4ヶ年以上登録する者または引続いて2ヶ年以上登録し、さらに全国、地域大会で4回以上の執務経験を持ち、本連盟審判委員会の審査に通った者は、本連盟審判委員会代表者の立合いによる加盟団体主催の第2級公認審判員講習会を受講することができる。この第2級公認審判員試験に合格した者を、加盟団体は第2級公認審判員として本連盟審判委員会に推せんする。
    - ③ 第2級公認審判員で引続いて 4 年以上その資格を有する者, または 2 年以上その資格を有し, さらに全国, 地域大会で 4 回以上の執務経験を持ち, 本連盟審判委員会の審査に通った者のうち, 本連盟審判委員会主催の第1級公認審判員講習会を受講し, 第1級公認審判員試験に合格した者を, 本連盟審判委員会は第1級公認審判員として本連盟理事会に推薦する.
    - ④ 国際自転車競技連合(UCI)ライセンス受験推せん資格は, UCI 条項 1.1.054 による.
    - ⑤ 本連盟審判委員会は、国際自転車競技連合(UCI)の審判ライセンス所持者に対し、第1級公認審判員として本連盟に推せんすることができる。
    - ⑥ 4月1日からの新たな資格を得ようとする者は、公認審判員登録申請受付期間が始まる2月1日から3月31日までの期間に開催される公認審判員講習会および試験を受講・受験することができる.
  - 4. 各級別公認審判員講習会ならびに試験の内容基準については、別に定める.

### (名誉審判員)

- 第15条 名誉審判員は本連盟および加盟団体の主催する競技大会に長年従事し、大会の発展に寄与貢献した満 65 歳以上の有資格審判員に対し、本連盟審判委員会で審査し、理事会の承認を得て、会長がこれを付与する.
  - 2. 名誉審判員の登録
    - ① 登録は終身とし、登録時に名誉審判員登録料を納付しなければならない.
    - ② 名誉審判員として登録したものは、公認審判員資格を取得することはできない.
  - 3. 名誉審判員の資格
    - ① 本連盟公認審判員として,通算 20 年以上経過した者で加盟団体の推薦のある者.
    - ② 特別な場合,本連盟審判委員会の承認が得られたもの.
  - 4. 資格審査手続きと承認
    - ① 本連盟審判委員会は、毎年1月に資格審査を行い、その結果を定期理事会に報告を行う.
    - ② 審査への提出資料

名誉審判員被推薦者の審判資格取得年月日と活動経歴を資料として、12月末日までに提出すること、

(競技会の審判構成)

第16条 競技会の審判は公認審判員をもって組織し、その構成基準については別に定める、

#### (登録証の所持等)

- 第17条 競技会の審判に従事する公認審判員は、本連盟の交付する公認審判員証を所持していなければならない。
  - 2. 公認審判員は、公認審判員登録証を着用して、競技会の審判に従事しなければならない。
  - 3. 公認審判員の服装は別に定める.
  - 4. 公認審判員の業務要領については競技規則に基づき別に定める.

## (資格審査の不服申立て)

第18条 資格審査に不服のある公認審判員は、その旨を本連盟に申し立てて裁定を受けることができる。

2. 裁定は、本連盟の審判委員会で審議し、理事会の決定をもって最終とする.

## (不服申立て中の公認審判員の資格)

第19条 前条によって不服申立て中の公認審判員は、当面付与されている資格のまま競技会の審判に従事できる. ただし、第10条第1項第4号、第5号および第6号に関わる不服申立て中の者は、競技会の審判に従事できない。

## 第4章 補 則

(例外規定の処理)

第20条 この規程に定められていない事項または、この規程に関する疑義が生じたときは、本連盟理事会が処理する

付 則 昭和25年(1950年)2月5日制定 昭和25年(1950年)4月1日施行 昭和53年(1978年)4月1日改定 昭和62年(1987年)7月1日改定 平成 8年(1996年)4月1日改定 平成11年(1999年)4月1日改定 平成12年(2000年)4月1日改定 平成14年(2002年)4月1日改定 平成15年(2003年)4月1日改定 平成18年(2006年)4月1日改定 平成19年(2007年)4月1日改定 平成25年(2013年)4月1日改定 平成29年(2017年)2月27日改定

# 限定審判員に関する規程

公認審判員規程第13条第1項第4号の規定に基づく限定審判員に係わる事項はこの規程による.

## 第1条 (目的)

国民体育大会等各種目別大会の競技運営に関し、競技役員の補助業務のため有効期間に制限を設けた限定審判員を養成、登録し、同大会の円滑な運営に資する.

第2条 (執務する競技大会の範囲)

国民体育大会および同大会の予行を兼ねた競技大会または特に認めた競技大会とする.

第3条 (執務の内容)

各種目別に執務できることとし、競技役員の補助業務を行うものとする.

第4条 (登録の方法)

各種目別に関し、必要な講習を実施し、受講修了者に対して限定審判員として登録する.

第5条 (登録の期限)

当該の各種目別競技大会に係わる業務が終了するまでとする.

第6条 (登録料)

登録期間を通じて1,000円とする.

付 則

(平成 8年(1996年)4月1日制定)

(平成10年(1998年)4月1日改訂)